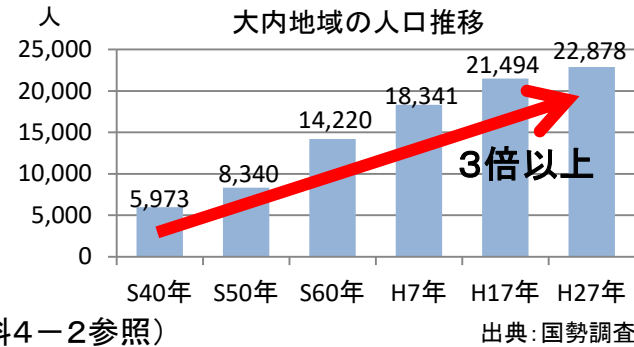


農業試験場跡地の利用方策の検討について

1 農業試験場周辺における諸課題等

(1) 農業試験場立地地域(大内地域)の状況

- 農業試験場の敷地は、第一種中高層住居専用地域に指定されている。
- 隣接する準工業地域では、大型商業施設「ゆめタウン山口」が立地するなど、周辺の市街地化も進んでいる。

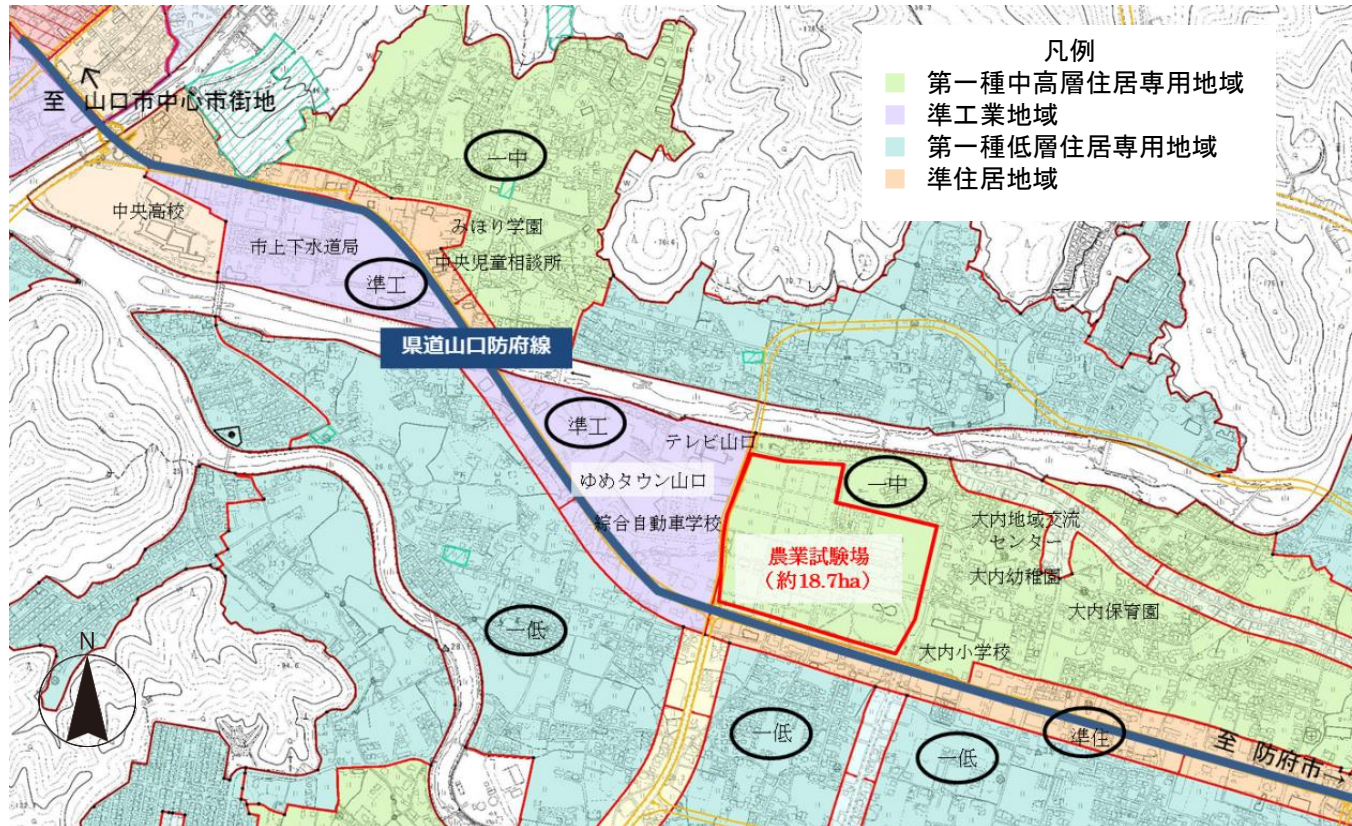


(2) 現在の農業試験場周辺における諸課題 (資料4-2参照)

- 大内地域における人口増加や市街地化に伴う県道山口秋穂線の慢性的な交通渋滞
 - 交通安全対策・道路整備の必要性
- 農業試験場敷地内のほ場・緑地等が有する保水機能・緑地機能
 - 雨水排水対策・緑地の確保
- グラウンド等の地域住民による利用
 - 地域住民の活動の場の確保

混雑度は「1.89」
県道の混雑度 県内ワースト1

(図1) 農業試験場の周辺図



面積: 18.7ha(大内長野の果樹試験地(7ha)を含めると、全体で25.7ha)

内訳は、ほ場 8.9ha、施設敷地・グラウンド 9.8ha※

※グラウンド等の敷地は、スポーツ少年団の活動、大内地域・大内小学校の行事等で、子どもや地域住民の利用有り

(図2) 農業試験場の上空写真



2 協議における山口市の要望

農業試験場の跡地利用については、本市の市街地における貴重な大規模用地の活用が、本市はもとより、県全体の発展に寄与するかたちとなるように、県との連携や協議を図りたい。その際、本市としても、土地利用の提案等をしたい。

要望

- 農業試験場跡地の利用方策の検討について
 - 県全体の発展につながる県施設等の検討
 - 本市の発展につながる公的な施設、民間活力導入等の検討
 - 現在の農業試験場周辺における諸課題を踏まえた検討